様式第２号（第１３条関係）

委託検針契約書

土佐清水市長　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　（以下「乙」という。）との間に量水器（以下「量水器」という。）の検針事務委託に関して，土佐清水市水道料金徴収検針事務委託規程（以下「規程」という。）に基づき，次の契約を締結したので契約の証として本書２通を作成し，甲乙それぞれ記名押印の上，各自１通を保有するものとする。

第１条　乙は，甲の被用者でなく甲の委託により甲の指定する地域における甲の設置してある量水器の検針事務を処理するものとし，乙は，この契約に定めた委託事項を細心の注意をもって確実に行うものとする。

第２条　甲は，乙に対し各月検針締切日における検針件数（量水器１個１件）に応じ，規程に定める手数料を支払うものとする。

第３条　乙は，迅速かつ正確に量水器の指針を検針し検針台帳，検針表にそれぞれ検針月日，指示数を記入しなければならない。

第４条　乙は，次に掲げる事由が生じたときは，速やかに甲に届け出なければならない。

(1)　量水器の故障を発見したとき。

(2)　当該量水器の指示数が異例に属すると認められるとき。

(3)　漏水を発見し，又は漏水があると認められるとき。

(4)　その他量水器の維持管理について疑義が生じたとき。

(5)　病気その他の理由により検針事務の処理ができず，甲に損害を及ぼすおそれのあるとき。

(6)　委託契約書に基づく提出書類に変更を生じたとき。

第５条　甲と乙の委託契約期間は，　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までとする。

第６条　甲は，契約期間中であっても，次の各号のいずれかに該当するときは，直ちに契約を解除できるものとし，この場合は，乙は甲に損害賠償の請求をすることができないものとする。

(1)　心身の障害のため検針事務に堪えないと認めたとき

(2)　契約に違反し甲に損害を与えたとき

(3)　禁固以上の刑に処せられたとき

(4)　破産の宣告を受けたとき

(5)　検針事務を著しく渋滞し，又は重大な誤りを犯し，そのため収納事務に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(6)　企業の信頼を失墜するような非行のあったとき

第７条　乙は，この契約に違反し，又は検針事務について故意若しくは過失により甲に損害を与えたときは，乙又は乙の身元保証人は，連帯して甲の査定額による損害を甲の指定する期日までに賠償しなければならない。

年　　月　　日

甲　土佐清水市長　　　　　　　　印

乙　住所

氏名　　　　　　　　　　　　印

乙の身元保証人

　　住所

氏名　　　　　　　　　　　　印